

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件

四七

○県営土地改良事業計画を変更した件

四七

○県道の路線を認定する件

四七

○道路の区域を変更する件二件

四七

○道路の供用を開始する件

四七

公告

○肥料の登録の有効期間を更新した件

四七

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件

四七

告示

福島県告示第六百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十月十四日から令和八年二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市東原一丁目二百十九番地
変更した事項
- 二 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
（変更前） 有限会社テム産業

代表取締役 鈴木 とみ

福島県郡山市八山田五丁目二百十四番地

（変更後）

有限会社テム産業

代表取締役 鈴木 廣富

東京都世田谷区世田谷三丁目十二番七号

2 大規模小売店舗の所在地
（変更前） 福島県郡山市喜久田町字前北二十五番一

（変更後） 福島県郡山市東原一丁目二百十九番地

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和七年一月一日

2 大規模小売店舗を設置する者の住所 令和七年一月二十日

3 大規模小売店舗の所在地 令和元年十二月七日

四 届出年月日

令和七年十月二日

五 届出をした者

有限会社テム産業

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、岡田地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年十月十五日から（二十一日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第六百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
三九七	県道小名浜 港泉線	小名浜港	県道いわき上三坂小野線交点 (いわき市泉町)	

(道路計画課)

福島県告示第六百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和七年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
		変更後	変更前	(メートル)
県道福島 保原線	伊達市保原町上保原字 大久保四番一二地先か ら 同 市保原町上保原字 久シ原一一番地先まで		一〇・八 一四・〇	八三・五
			一一・〇 一一・二	八三・五

(道路計画課)

福島県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
		変更後	変更前	(メートル)
一般国道 三五二号	南会津郡松枝岐村字大 根卸六八番一地从先か ら 同 郡同 村字大 根卸一四八九番一地从 先まで		一六・四 八七・〇	一一四・〇
			一六・四 八七・〇	一一四・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三五二号	南会津郡松枝岐村字大根卸六八番 一地从先か ら 同 郡同 村字大根卸一四八 九番一地从先まで	令和七年一〇月一四日

(道路計画課)

公 告

公告第百九十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項

の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
令和七年十月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)		その他の 規 格	氏名又は 名称	住 所	更新した 登録の有 効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
8 0 1	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料33 0号	3.0	3.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	片倉コー プアグ リ株式 会社	東京都千 代田区九 段北一丁 目8番10 号	令和10年 11月7日
8 0 2	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料53 0号	5.0	3.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	片倉コー プアグ リ株式 会社	東京都千 代田区九 段北一丁 目8番10 号	令和10年 11月7日
8 4 1	混合有 機質肥 料	ヌーヨー キ94 0	9.0	4.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	ミスホ ューキ 有限会 社	茨城県土 浦市中都 町一丁目 5508番地	令和13年 11月6日

公告第百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年十月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

雄国山麓土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 利一

同 小瀧 竹憲

同 五十嵐 学

同 大堀 弘一

同 平塚 徳雄

同 大原 久孝

同 遠藤 真一

同 唐橋 傳一郎

同 武藤 博

同 佐藤 忠信

同 遠藤 忠一

同 遠藤 和夫

同 伊藤 和美

同 山口 和義

同 小川 一

就任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 利一

同 小瀧 竹憲

同 須田 繁

同 五十嵐 学

同 武藤 博

同 遠藤 真一

同 芳賀 正武

同 物江 容弘

同 遠藤 清茂

とあり。

（農業総合センター）

住所

喜多方市熊倉町都字宮ノ前内七九番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 耶麻郡北塩原村大字関屋字大道西三〇四番地

喜多方市塩川町中屋沢字田中乙三〇四番地

同 市塩川町中屋沢字深沢甲九番地

同 市塩川町五合字金森甲五五〇番地

同 市熊倉町雄国字下大谷地丙三一九番地三

同 市熊倉町新合字辻乙四〇番地

同 市熊倉町雄国字上桑沢甲九八五番地

同 市熊倉町新合字小沼甲四五番地一

同 市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地

耶麻郡北塩原村大字北山字鶏林三五〇一番地五

喜多方市熊倉町雄国字南大沢丁一四〇二番地

同 市塩川町常世字蟹沢二六四四番地

耶麻郡北塩原村大字関屋字西新田一一五四番地

住所

喜多方市熊倉町都字宮ノ前内七九番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町中屋沢字深沢甲四一番地一

耶麻郡北塩原村大字関屋字大道西三〇四番地

喜多方市熊倉町雄国字上桑沢甲九八五番地

同 市熊倉町雄国字下大谷地丙三一九番地三

同 市塩川町五合字中屋敷乙三〇〇番地

同 市塩川町中屋沢字田中乙三一〇番地

同 市熊倉町新合字竹花丙六〇六番地四

同 同 監 同 同 同 同
事
服 小 伊 遠 遠 渡 小
部 川 藤 藤 藤 部 池
晴 一 和 和 忠 大 和
行 美 夫 一 幸

喜 耶 喜 耶 同 同 同
多 麻 多 麻 同 同 同
方 郡 方 郡 同 同 同
市 北 市 市 市 市 市
塩 塩 塩 塩 塩 塩
川 原 倉 倉 倉 倉 倉
町 村 町 町 町 町
常 大 雄 大 三 新
世 字 国 字 谷 合
字 西 南 字 字 字
町 新 大 南 南 小
六 田 沢 林 沼
九 一 丁 三 甲
〇 一 一 五
番 五 番 地 地
地 番 地 地 地

(農村計画課)